


令和8年（2026年）3月19日（木）15時00分配付

<p>項目</p>	<p>感染症発生動向に関する感染性胃腸炎の警報発令について</p>
<p>配付資料</p>	<p>感染性胃腸炎の警報発令について</p>
<p>内容及び報道に当たったのお願い</p>	<p>1 公表の目的                  個人情報保護に留意しながら、感染症の予防のために必要な情報を公表することにより、道民に注意を喚起し、感染症による被害の拡大及びまん延の防止を図るとともに、道民の健康を保護することを目的に報道発表を行います。</p> <p>2 感染症発生動向調査事業における定点医療機関からの報告                  令和8年（2026年）第11週（3月9日～3月15日）分の標記事業で北見保健所管内において感染性胃腸炎患者数（速報値）が国の定める警報レベル（※）に達しましたので、お知らせします。                  ※ 1 定点医療機関あたり感染性胃腸炎の患者報告数が1週間で20名以上</p> <p>3 感染性胃腸炎のポイント                  ・手洗いなどの予防対策をしましょう。                  ・嘔吐物や便の処理を行う際は、次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）を使用し、使い捨ての手袋、マスク、エプロンを着用して適切に処理しましょう。                  ・乳幼児や高齢者は、誤えん（嘔吐物が気管に入ること）により肺炎を起こすことがあるため、体調の変化に十分注意しましょう。</p>
<p>担当</p>	<p>北海道北見保健所（北海道オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室）                  健康推進課 健康推進課長 北山 明子                  電話 0157-24-4171（代表）</p> 

# 感染性胃腸炎の警報発令について

令和8年3月19日（木）15時00分

北海道北見保健所

電話：0157-24-4171（代表）

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和8年第11週（令和8年3月9日～令和8年3月15日）において、北見保健所管内の定点あたりの感染性胃腸炎患者報告数が、警報基準である20人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、北見保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

## 記

### 1 感染性胃腸炎の感染予防

主な原因となるウイルスには、アルコール消毒の効果が乏しいものが多いため、手洗いをきちんと行うことが大切です。特に、トイレの後や調理・食事の前には、その都度、石けんと流水で十分に手を洗いましょう。

嘔吐物や便の処理を行う際は、次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）を使用し、使い捨ての手袋、マスク、エプロンを着用して適切に処理してください。処理後は、石けんと流水で十分に手を洗いましょう。

下痢などの症状がみられる場合は、できるだけ浴槽に入らず、かけ湯やシャワーで済ませるようにし、バスタオルなどのタオルは共有せず、個別のものを使用しましょう。

### 2 感染性胃腸炎とは

感染性胃腸炎は、細菌やウイルスなどの感染性病原体によって、嘔吐や下痢を主な症状として発症する感染症です。原因としては、ロタウイルスやノロウイルスなどのウイルス感染が多く、毎年、秋から冬にかけて流行します。

主な症状は、腹痛、下痢、嘔吐、発熱で、特別な治療法はなく、対症療法が行われます。乳幼児や高齢者では、下痢や嘔吐により脱水症状を起こすことがあるため、早めの医療機関の受診や、こまめな水分補給が大切です。

特に乳幼児や高齢者は、誤えん（嘔吐物が気管に入ること）により肺炎を起こすことがあるため、体調の変化に十分注意が必要です。

### 3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの感染性胃腸炎の患者報告数(表示は、「患者/定点」単位：人)

	第7週 (2/9～2/15)	第8週 (2/16～2/22)	第9週 (2/23～3/1)	第10週 (3/2～3/8)	第11週 (3/9～3/15)
北見保健所	8.50	6.00	12.0	19.0	21.0※
全道	4.99	4.88	4.17	4.90	-
全国	7.99	8.04	6.31	-	-

※第11週の患者報告数は速報値。

全道の感染性胃腸炎流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 感染性胃腸炎の警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した感染性胃腸炎患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<感染性胃腸炎の警報レベル>

	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	20人以上	12人未満